

滋野コミュニティーセンター照明器具 LED 化改修工事

特記仕様書

- 1 内訳書記載の器具の品番は参考品番であるため、同等品相当以上のものとする。
- 2 工事については、閉館日を含め業務等に支障のないよう実施すること。
- 3 上記2を踏まえ、担当者、関係課等と十分協議し、工事着手前に施工計画書、工程表、材料承認申請など工事に必要な書類を提出し、承認を得てから実施すること。
- 4 工事及び資材の搬入等については、施設関係者、来館者等の安全確保に十分配慮すること。請負者が起因する第三者に与えた損害及び苦情等は請負者にて負担処理を行うこと。
- 5 提出書類については、別紙提出書類リストのほか、竣工図を作成し、**Jww** 及び **PDF** にて提出すること。
- 6 起債事業であるため、発注者が行う申請報告等の資料作成に協力をする。